**消防計画に追加する場合【高潮】**

**１．計画の目的に「水害時の避難」を追記**

　計画の目的に、「水防法第15条の３第１項に基づく高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保」を加える。

**＜追加例＞**

（目的）

第○条　この計画は、○○法第○条第○項の規定に基づき、・・・を図ることを目的とする。

　また、水防法第15条の３第１項に基づき、高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**２．高潮時の防災体制の項目の追加**

　「高潮時の防災体制」の項目を追加し、高潮時の防災体制、防災体制区分ごとの防災体制確立の判断基準、活動内容及び活動を実施する対応要員を記載する。

**＜追加例＞**

（高潮時の防災体制）

第○条　高潮時においては、次の防災体制をとる。

【防災体制確立の判断基準及び活動内容】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 防災体制確立の判断基準 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合・高潮注意報発表（高潮警報に切り替える可能性に言及されていない） | 気象・潮位情報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 警戒体制 | 以下のいずれかに該当する場合・当施設の地域に高齢者等避難の発令・高潮注意報発表（高潮警報に切り替える可能性に言及されている） | 気象・潮位情報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 使用する資器材の準備 | 避難誘導要員 |
| 利用者家族への事前連絡周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員 |
| 要配慮者の避難誘導 | 避難誘導要員 |
| 非常体制 | 以下のいずれかに該当する場合・当施設の地域に避難指示の発令・暴風警報及び高潮警報発表・高潮特別警報発表 | 施設内全体の避難誘導（屋外へ避難することが危険な場合は、施設内での避難とする。） | 避難誘導要員 |

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

**※高潮に関する注意報・警報発表基準**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 湾名 | 東京湾側 | 相模湾側 |
| 高潮注意報 | 1.5ｍ | 1.0ｍ |
| 高潮警報 | 1.7ｍ | 1.2ｍ |

※気象庁ホームページで高潮注意報・警報について確認することができます。情報収集する場合にご活用ください。

**３．高潮時の避難誘導の項目を追加**

　「高潮時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。

　※地震時等の避難場所、避難経路が高潮時と同一の場合、これを引用することでよい。

**＜追加例＞**

（高潮時の避難誘導）

第○条　高潮時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、次のとおり行う。

　（１）避難場所（避難所や近隣の安全な場所）

避難場所は下表のとおりとする。

施設全体が浸水するおそれがある場合や、長期的に孤立するおそれがある場合、立退き避難（水平避難）を行う。想定浸水深が浅く、家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保（垂直避難）を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

また、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直すものとする。

|  |
| --- |
| 立退き避難（水平避難）の場合 |
|  | 避難場所名称 | 移動距離 | 移動手段 |
| 避難場所１ | ○○○○（系列施設） | 1.5 km | ・徒歩・車両２台 |
| 避難場所２ | △△小学校 | 500 ｍ | ・徒歩 |
| 屋内安全確保（垂直避難）の場合 |
|  | 建物名称 | 避難階 | 移動手段 |
| 屋内安全確保 | 本施設（会議室） | ３　階　 | ・エレベーター・ストレッチャー |

　（２）避難経路

　　　　避難場所までの避難経路は、別紙【施設周辺の避難地図】のとおりとする。また、屋内安全確保の場合は、停電などを考慮して階段を使用するなど、別紙【施設平面図】のとおりとする。

　（３）避難誘導方法

　　　　避難場所までの移動距離及び移動手段は以下のとおりとする。

・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について説明する。

・避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

・避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用するとともに、必要に応じて蛍光塗料を塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険個所を指示する。

　　　・避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

　　　・浸水するおそれのある階または施設からの退出がおおむね完了した時点において、未避難者の

有無について確認する。

別紙　【施設周辺の避難地図】（略）【施設平面図】（略）

**４．避難の確保を図るための施設の整備の項目を追加**

　高潮予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資器材を記載する。

　※自衛水防組織の装備または震災時等に備えた資器材等の記述がある場合、その他不足する資器材を

追記することでよい。

**＜追加例＞**

（高潮に備えての準備品）

第○条　第○条の震災に係る準備品に加えて、高潮に備え次の品目を常に使用又は持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

**避難確保資器材一覧（不足分の追加）**

|  |
| --- |
| **備　蓄　品** |
| 情報収集・伝達 | ・テレビ　・ラジオ　・タブレット　・ファックス・携帯電話　・懐中電灯　・電池　・携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | ・名簿（従業員、利用者等）　・案内旗　・タブレット　・携帯電話・懐中電灯　・携帯用拡声器　・電池式照明器具　・電池　・携帯電話用バッテリー　・ライフジャケット　・蛍光塗料　・搬送具・カルテのバックアップデータ（紹介状・処方箋作成用）※医療施設等のみ |
| 施設内の一時避難 | ・水（１人あたり ○ ℓ）　・食料（１人あたり ○ 食分）　・寝具　・防寒具 |
| 衛生用品 | ・おむつ　・おしりふき　・タオル　・ウェットティッシュ・マスク　・ゴミ袋 |
| 医薬品 | ・常備薬　・消毒液　・包帯　・絆創膏 |
| その他 | ・ブルーシート　・発電機　・延長コード　・ポリバケツ |

|  |
| --- |
| **浸水を防ぐための対策** |
| ・土嚢　・止水版・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**５．高潮時に係る教育・訓練の項目を追加**

　従業員への高潮時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。

　※実情に応じ、各施設の判断で消防計画等上、実施している教育・訓練をもって代えることができる。

**＜追加例＞**

（高潮対策に係る教育及び訓練）

第○条　施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

　（１）毎年４月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

　（２）毎年９月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

　（３）年間の教育及び訓練計画を毎年３月に作成する。

**＝＝＝　注意事項　＝＝＝**

**以下、自衛水防組織を設置する場合のみ、項目を追加する。（設置は努力義務であり、義務ではない）**

**６．自衛水防組織の項目を追加**

　自衛水防組織の記載を参考に、高潮予報等の情報収集、高潮時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載する。

　※各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可能。

**＜追加例＞**

（自衛水防の組織と任務分担）

第○条　自衛水防組織について、次のとおり設置する。

（１）別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織において、以下のとおり訓練を実施するものとする。

　　①毎年○月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。

　　②毎年○月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情

報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）自衛水防組織の報告

　　　自衛水防組織を組織または変更したときは、水防法第15条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該

計画を市へ報告する。